

市内産業DX推進補助金

新発田市ホームページへ
今すぐアクセス!!



■制度概要

社内の課題解決、業務効率化を目的とした“DX”にかかる費用の一部を補助します。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

⇒ 企業等の課題に対して、ITやデジタルツールを用いて解決し、業務効率化や生産性向上を図るもの。

■対象者

新発田市内に、本社または本社機能を備えた事務所等を有する、中小企業及び個人事業主

■補助金額

社内のDXにかかる費用の一部を市が補助。発注先により補助率が異なります。**上限50万円。**

- ・「市外企業」に発注する経費 : 3分の1を補助
- ・「市内に本社機能を置く企業」に " : 2分の1を補助
- ・「キネス天王入居企業」に " : 3分の2を補助

キネス天王入居企業とは?

市内の“IT産業推進拠点”としてオープンしたシェアオフィス「キネス天王」に入居する企業。詳しくはお問合せください。

■補助対象期間

令和7年2月28日まで

※この期日までに完了する事業・取組が、補助の対象となります。

※予算上限に達した場合、早期に終了する場合があります。

■手続きの流れ

- ① 市役所に申請書を提出。 ※ 申請書類は、市ホームページ、商工振興課(市役所6階)でお渡しできます。
- ② 補助金の交付が決定。
- ③ 発注。
- ④ 事業費を清算し、市役所に実績報告書を提出。
- ⑤ 補助金額の確定。
- ⑥ 市役所に補助金を請求。
- ⑦ 市から補助金をお支払い(2~3週間ほどかかります)

①申請書の提出

審査

②交付が決定

③物品の発注

④清算、報告書提出

審査

⑤補助金額の確定

⑥市にご請求

⑦補助金お支払い

■お問い合わせ

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3 **新発田市役所(本庁舎) 6階 商工振興課**

TEL: 0254-28-9650(直通) FAX: 0254-28-9670

メールアドレス: shoukou@city.shibata.lg.jp

■補助対象経費（補助金として認められるもの）

	費目	内容
1	委託費	社外事業者に、新規システムの設計・導入・保守等を委託した場合の経費。 ※保守費用は、令和7年2月28日までの費用とする。 【例】新規システム構築費用 【対象外】既存システムの改修費用(アップグレードを含む) ホームページ等の制作・改修費用
2	報償費	コンサルタント、各種の専門家等を利用した場合の謝礼 【例】新サービス開発支援謝礼、SNS活用指導料。
3	クラウド・WEBサービス利用料	クラウドサービス、WEBサービス等を新規に利用する場合の利用料金 ※令和7年2月28日までの費用とする。 【例】サブスクリプション型サービス利用料、ECサイト出店料、電子決済サービス利用料(決済手数料は除く) 【対象外】求人サイト等利用料
4	ソフトウェア導入費	ソフトウェアの導入に係る費用 【例】出勤・退勤管理システムの導入費、受発注システムの導入費
5	ハードウェア導入費	ハードウェアの導入に係る費用 ※補助対象経費となるソフトウェア、システムの稼働等に必要なハードウェアに限る。 ※リース料は、令和7年2月28日までの費用とする。 【例】出退勤管理システムに附属する「打刻機」の購入費またはリース料 【対象外】汎用性が高く、他用途に転用可能な、パソコン、タブレット、プリンタ等
6	消耗品費	補助対象事業に必要な消耗品の購入費用 【対象外】インク類、紙類などの事務用品。
7	その他費用	1から6までに掲げる経費以外の経費で市長が認める費用 【例】物品運搬費、設置工賃

■過去の採択事例

食品製造業 A様

クラウドサービスで「業務アプリ」を制作し、日々の製造データ管理やデータ分析を効率化されました。
今では従業員の方々が自ら、アプリの改良に取り組んでいらっしゃるそうです。

(キネス天王入居企業が導入をサポート)

農業法人 B様

「ECモール」への出店に補助金をご利用いただきました。
お客様への連絡、お問合せ対応、配送管理、代金回収を、ECサイトにまかせられるようになったことで、生産に集中できるようになりました。

サービス業 C様

「経理システム」を導入され、これまで手入力だった日々の経理事務が、自動入力に変わって、負担が軽減。
確定申告にも多くの時間を割かれていましたが、作業時間が大幅に削減されました。

(キネス天王入居企業が導入をサポート)

■『DXあれこれ相談会』

無料!!

個別!!

QRコードからもアクセス出来ます!

「なにから始めていいか、分からない…」 「わが社の課題は、DXで解決できそうか？」

DXの専門家が、業務効率化のご相談に乗ります!!

- ・対象者 : 市内に、本社または本社機能を備えた事務所等を有する、中小企業、個人事業主に限ります。
- ・詳細・お申込み : 市ホームページをご覧ください。ホームページ内で「DX」と検索ください。
- ・市HP URL : <https://www.city.shibata.lg.jp/jigyosha/shien/shien/1024136.html>



■お問い合わせ

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3 新発田市役所(本庁舎) 6階 商工振興課
TEL: 0254-28-9650(直通) FAX: 0254-28-9670
メールアドレス: shoukou@city.shibata.lg.jp